

諮問日：令和6年6月18日（令和6年度（個）諮問第4号）

答申日：令和6年12月18日（令和6年度（個）答申第9号）

件名：釧路地方裁判所における申出人の特定期間の超過勤務の状況が分かる資料  
に記録された保有個人情報の一部不開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙1記載のとおり苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が、別紙2記載の各文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が令和6年1月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

黒塗り部分の全てにつき、不開示事由に該当しない。

本開示申出は、令和4年9月5日の開示申出から令和6年1月22日という長期間にわたり開示期限延長を繰り返した末、開示されたものである。このような開示期限延長は延長権の濫用であり、全面的不開示と同視できる。苦情申出人は、開示を受け、内容を精査の上、公務災害補償請求の資料として利用する予定であったが、延長繰り返して苦情申出人が何もできない間に、最高裁判所事務総長から令和5年特定月日付けで特定結果通知がされた。開示までの期間は事案によって異なるとはいえ、開示期限の延長繰り返しは常態化しており制度が機能していない。情報公開・個人情報保護審査委員会におかれては、こうした点についても言及してほしい。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 釧路地方裁判所は、本件対象文書に記録された苦情申出人に係る情報を本件対象個人情報として特定し、そのうち苦情申出人以外の者の印影が記載された部分を個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）78条1項2号に相当する不開示情報に相当することから、不開示とする判断を行った。
- 2 苦情申出人は、開示された文書の黒塗り部分が不開示事由に該当しない旨主張しているが、苦情申出人以外の者の印影が記載された部分を不開示とした理由は上記のとおりである。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年6月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年11月15日 審議
- ⑤ 同年12月13日 審議

#### 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、原判断で不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、苦情申出人以外の裁判所職員の印影があることが認められる。

裁判所職員の印影は、法78条1項2号に規定する個人識別情報と認められる。また、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、裁判所においては、職員の印影について、これが開示された場合には、偽造され悪用されるなどして、当該裁判所職員の権利利益を侵害するおそれがあることを踏まえて、公表しない扱いとしているものと認められ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）に当たるとはいえない。さらに、裁判所職員の印影が、同号ただし書ロに掲げる情報に当たる事情があるとはい

えないし、当該裁判所職員の職務遂行に係る情報に含まれるものであるとしても、当該裁判所職員の職及び職務遂行の内容に係る情報ではないから、同号ただし書ハに掲げる情報に当たるともいえない。したがって、裁判所職員の印影については、法78条1項2号の情報に当たり、同号ただし書イからハマまでに掲げる情報に相当する事情もないから、不開示情報に相当するというべきである。

- 2 苦情申出人は、開示申出から不開示通知に至るまで1年5か月以上を要した点について、延長権の濫用であり、全面的不開示と同視できる旨述べて、処理が不当である旨主張するが、同主張は原判断の当否に関する苦情には当たらない。

なお、この点について付言すると、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、釧路地方裁判所及び釧路家庭裁判所においては、本件保有個人情報開示申出を含む関連する保有個人情報開示申出を各1件ずつ（申出内容はそれぞれ3件ずつ）、これらと内容を同じくする司法行政文書開示申出を各1件ずつ、苦情申出人からのその他の保有個人情報開示申出及び司法行政文書開示申出を両庁合計で14件（申出内容は両庁合計で42件）受けており、釧路地方裁判所及び釧路家庭裁判所において、これらの開示申出のそれぞれについて、申出事項の整理、対象文書の特定及び不開示部分の検討を並行して行う必要があったほか、本件及び本件と同日に開示通知書を発出した保有個人情報開示申出について、対象文書がそれぞれ多量に上ったことにより、不開示部分の検討に更に時間を要したことが認められた。これらの事実を照らせば、釧路地方裁判所において、迅速な処理がされたとはいえないが、事務処理に時間を要する事情もうかがうことができ、一連の作業を遂行する上で相応の時間を費やしたことにやむを得ない面もあったものと認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法78条1項2号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 長戸 雅子

委員 川神 裕

## 別紙 1

令和 4 年 9 月 5 日付け保有個人情報開示申出のうち、令和 4 年 4 月から開示申出日までの間の、苦情申出人の超過勤務の状況が分かる資料（超過勤務命令に関する記録）、時間外入退庁簿などの保有個人情報

## 別紙 2

- 1 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 4 月 4 日)
- 2 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 4 月 5 日)
- 3 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 4 月 6 日)
- 4 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 4 月 7 日)
- 5 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 4 月 8 日)
- 6 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 4 月 13 日)
- 7 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 4 月 15 日)
- 8 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 4 月 19 日)
- 9 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 4 月 20 日)
- 10 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 4 月 21 日)
- 11 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 4 月 22 日)
- 12 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 4 月 25 日)
- 13 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 5 月 9 日)
- 14 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 5 月 10 日)
- 15 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 5 月 13 日)
- 16 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 5 月 17 日)
- 17 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 5 月 18 日)
- 18 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 5 月 19 日)
- 19 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 5 月 20 日)
- 20 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 5 月 24 日)
- 21 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 5 月 26 日)
- 22 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 5 月 30 日)
- 23 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 5 月 31 日)
- 24 超過勤務等命令簿 (令和 4 年 6 月 2 日)

- 2 5 超過勤務等命令簿（令和4年6月6日）
- 2 6 超過勤務等命令簿（令和4年6月7日）
- 2 7 超過勤務等命令簿（令和4年6月8日）
- 2 8 超過勤務等命令簿（令和4年6月10日）
- 2 9 超過勤務等命令簿（令和4年8月30日）
- 3 0 入退庁簿（4月1日）
- 3 1 入退庁簿（4月4日）
- 3 2 入退庁簿（4月5日）
- 3 3 入退庁簿（4月6日）
- 3 4 入退庁簿（4月7日）
- 3 5 入退庁簿（4月8日）
- 3 6 入退庁簿（4月13日）
- 3 7 入退庁簿（4月14日）
- 3 8 入退庁簿（4月15日）
- 3 9 入退庁簿（4月16日）
- 4 0 入退庁簿（4月18日）
- 4 1 入退庁簿（4月19日）
- 4 2 入退庁簿（4月20日）
- 4 3 入退庁簿（4月21日）
- 4 4 入退庁簿（4月22日）
- 4 5 入退庁簿（4月25日）
- 4 6 入退庁簿（5月9日）
- 4 7 入退庁簿（5月10日）
- 4 8 入退庁簿（5月13日）
- 4 9 入退庁簿（5月15日）
- 5 0 入退庁簿（5月16日）

- 5 1 入退庁簿 (5月17日)
- 5 2 入退庁簿 (5月18日)
- 5 3 入退庁簿 (5月19日)
- 5 4 入退庁簿 (5月20日)
- 5 5 入退庁簿 (5月22日)
- 5 6 入退庁簿 (5月23日)
- 5 7 入退庁簿 (5月24日)
- 5 8 入退庁簿 (5月26日)
- 5 9 入退庁簿 (5月29日)
- 6 0 入退庁簿 (5月30日)
- 6 1 入退庁簿 (5月31日)
- 6 2 入退庁簿 (6月1日)
- 6 3 入退庁簿 (6月2日)
- 6 4 入退庁簿 (6月4日)
- 6 5 入退庁簿 (6月6日)
- 6 6 入退庁簿 (6月7日)
- 6 7 入退庁簿 (6月8日)
- 6 8 入退庁簿 (6月10日)
- 6 9 入退庁簿 (6月15日)
- 7 0 入退庁簿 (6月28日)
- 7 1 入退庁簿 (6月30日)
- 7 2 入退庁簿 (8月30日)